

新旧対照表

現 行	改 定	主な変更・追加等
広島市週休２日工事（建築・設備工事）の試行について Q&A 目次 Q１～８ (省略)	広島市週休２日工事（建築・設備工事）の試行について Q&A 目次 Q１～８ (省略)	
Q 9 どのような場合に請負代金額の変更対象となるのか。	Q 9 どのような場合に請負代金額の変更対象となるのか。	
A 9 完全週休２日又は月単位の週休２日の実施を希望し達成できた場合又は、月単位の週休２日（発注者指定型）を達成できなかった場合、請負代金額の変更対象とします。（「広島市週休２日工事試行要領（建築・設備工事）」第６条及び第７条） Q 10～12 (省略)	A 9 完全週休２日 <u>若しくは</u>月単位の週休２日の実施を希望し達成できた場合、<u>発注者指定型において完全週休２日若しくは</u>月単位の週休２日を達成できなかった場合は、請負代金額の変更対象とします。（「広島市週休２日工事試行要領（建築・設備工事）」第６条及び第７条） Q 10～12 (省略)	
Q13 土木工事では、週休２日工事の場合、共通仮設費、現場管理費について補正を行うこととしているが、これらの経費について建築・設備工事では補正を行わない理由は何か。	Q13 土木工事では、週休２日工事の場合、共通仮設費、現場管理費について補正を行うこととしているが、これらの経費について建築・設備工事では補正を行わない理由は何か。	
A13 建築・設備工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期（T）に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休２日（現場閉所（現場休息））を前提とした工期で設定するため補正は必要ありません。ただし、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表による設備工事については、共通仮設費及び現場管理費についても補正します。 Q 14～26 (省略)	A13 建築・設備工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期（T）に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休２日（現場閉所（現場休息））を前提とした工期で設定するため補正は必要ありません。ただし、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表による設備工事については、共通仮設費及び現場管理費についても補正します。 Q 14～25 (省略)	

現 行	改 定	主な変更・追加等
Q27 月単位の週休2日（発注者指定型）が達成できなかった場合又は、完全週休2日又は月単位の週休2日を達成した場合の請負代金額の変更を増減処理としてよいか。 A27 軽微な設計変更（請負代金額の変更に至らない場合）として取り扱うことができます（平成22年6月11日付建築・設備工事担当課長あて事務連絡に該当する場合）。 Q28～35 (省略) Q36 既存建物の改修を含む増築工事においても月単位の週休2日を必須とするのか。 A36 原則は、月単位の週休2日を必須としてください。ただし、休館日等に現場施工が必要で月単位の週休2日の取組により適正工期が確保できない恐れがある場合は、通期の週休2日を必須として発注することも可能です。既存建物の改修規模なども考慮し、適切に判断してください。 Q37 (省略)	Q26 <u>発注者指定型において完全週休2日若しくは</u>月単位の週休2日が達成できなかった場合又は、完全週休2日を達成した場合の請負代金額の変更を増減処理としてよいか。 A26 軽微な設計変更（請負代金額の変更に至らない場合）として取り扱うことができます（平成22年6月11日付建築・設備工事担当課長あて事務連絡に該当する場合）。 Q27～32 (省略) Q33 <u>午前又は午後のみ休工とした場合の取扱いはどうなるのか。</u> A33 現場閉所は「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」をいい、現場休息は「1日を通して現場作業が無い状態」をいうため、午前又は午後のみを休工した場合は、現場閉所又は現場休息とは認められません。 Q34～35 (省略) Q36 既存建物の改修を含む増築工事においても<u>完全</u>週休2日を必須とするのか。 A36 原則は、<u>完全</u>週休2日を必須としてください。ただし、休館日等に現場施工が必要で<u>完全</u>週休2日の取組により適正工期が確保できない恐れがある場合は、<u>月単位</u>の週休2日を必須として発注することも可能です。既存建物の改修規模なども考慮し、適切に判断してください。 Q37 (省略)	